

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会  
第 10 回議要旨

<出席者>

外部評価委員（5 名）

卯月部会長（会長）、川俣委員、大塚委員、須貝委員、鍋島委員  
事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（7 名）

計画事業 40 「分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援」

41 「区営住宅の再編整備（早稲田南町地区）」

48 「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」

50 「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」

51 「地球温暖化対策の推進」

53 「路上喫煙対策の推進」

54 「環境学習・環境教育の推進」

66 「違自転車等の適正利用の推進」

67 「地域活性化バスの整備促進」

危機管理課安全安心対策担当副参事、交通対策課、住宅課長、環境対策課長、生活環境課長、新宿清掃事務所長

<開催日>

平成 22 年 8 月 30 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

新宿区の外部評価委員会第 1 部会を開会いたします。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

それでは、最初に区長室の危機管理課の計画事業48という、質問項目で申しますと10番というところから始めたいと思います。ご説明をお願いします。

### 【説明者】

重点地区の指定、簡単に申しますと、これまで主に防災対策を行ってきた町会や自治会の方々にさらに防犯部門を加えていただきまして、自分たちのまちは自分たちで守るといった防犯意識を高めていくことが主な目的です。

平成15年に安全・安心条例ができて、この制度が設けられました。これを進めていく中で、区民の方々、重点地区の指定を申し出てくださった方々の非常な防犯意識の向上というのがその後ずっと高まってきております。

例えば、自主パトロールを開始したり、防犯座談会を開いたり、また児童の登下校の見守り活動等も積極的に行っている地域もございます。さらには、自前で防犯講習会を開いたり、または交番の廃止に伴って、民間交番を置いておきたいというところでは、青色交番の開設も地区から申し出てそれを実現していただくというようなところがございます。

さらには、重点地区の一部には、不審者に対する目が肥えたということで、住民の方が不審者を見つけて新宿警察にその情報を提供したところ、それが実際に外国人窃盗団であったというような結果も生まれて、非常にこの地区指定ということで防犯意識の向上が高まっています。区としては、このような意識の高揚を一つの成果というふうに見ております。

このように、安全・安心まちづくりは区民の方々が自主活動を行うことで実現できるものと思っております。その活動に対し、区としてはパトロールに使用していただくベストなどの防犯グッズの提供を初めとして、区報やホームページ、またはしんじゅく安全・安心情報ネットを通じて犯罪等の情報提供を行っております。

また、希望があるところとは危機管理課との合同パトロールを実施、または防犯講座ということで子どもが赴いて話をさせていただいたりもしております。また、年1回ずつ行われます防災・防犯リーダー実践塾や防犯活動推進連絡会の開催を通じまして、それぞれの防犯活動の取り組みですとか、有識者をお招きして、犯罪の傾向や具体的な防犯の方法等を実施しております。

その中で、指標の設定による評価というご提案がございました。これにつきましては、重点地区の指定による防犯意識の向上や各種取り組みを行っているところですが、指標を犯罪発生件数に置いた場合、犯罪発生件数の減少または増加が地域住民の活動によるものなのか、または警察の各種対策・研究によるものかを判別することはできないと思っております。また、犯罪の発生抑止を数値であらわすことはできません。区といたしましては、それに代わるものとして重点地区の広がりをもって指標としているわけでございます。

今後も、重点地区の指定のみならず、重点地区相互の連携・協力体制のネットワークをつくらせていきたいと考えております。

### 【部会長】

ありがとうございました。それでは、委員のほうから再質問をお願いします。

### 【委員】

ご担当のご尽力によって重点地区の指定率が進捗してきているということで、ご同慶にたえ

ないところだと思います。

ただ、地区を指定しても、当該地区で活動の仕方によっては不活発だったり、当初の目的を上げていないようなことも考えられるということで、今度は一步進めていただいて、事業の評価指標を、地区指定だけではなく、例えば当該地区での活動状況とか、あるいは安全・安心の活動の成果を上げているとか、そういったことを評価する指標を次のステップとして考えていいのではないかなという観点から質問させていただきました。

犯罪件数の減少ということが住民の活動だけによるものなのか、警察活動によるものなのかははっきりしないというご回答をいただいたわけですが、これはあくまでも例示でご提案を申し上げただけですので、先ほど申し上げたような観点、次のステップから住民の活動がどういう成果を上げているのか、そんな観点からの指標をさらにお考えいただいたらどうかということで再質問をさせていただきたいと思います。

**【説明者】**

数字のほうについてはご理解いただきたいというふうに思っています。

次のステップの評価の方法ということなのですが、私どもが一番実は懸念しているところが、常に行政が先頭に立ってというか、ある意味、言い方は悪いかもしれませんが、行政からやらされていると、または行政の代わりにやっているというふうな、もしそういった気持ちになってしまうと、私たちはそれは大失敗だというふうに思っております。

自発的に防犯意識を高めていってもらい、それを地域の中に広げていってもらうためにはどうすればいいかということで、今現在この制度というのは1年間更新制度でございます。中にはもう更新をしないというようなところもたまには出てきて、ご説明すると、じゃもう一回更新しますという地区もございますが、その中で、1年更新の中に1年間の活動報告というのを入れて報告をしていただいております。ただ、それをしょっちゅう報告、報告となりますと、まるでノルマ的なものになってしまうので、それが誤解を招かないようにしつつ、どのようにステップというか、評価をさせていただいたらいいかということはまた私どもも検討している最中でございます。

ですから、数字で示せないところは、次にどんなステップ、指標を定めるかというのはなかなか難しいと考えておるところですが、それぞれ単体で動いています重点地区のネットワーク化を次なる目標として、指標として進められればというふうに思っているところでございます。

**【部会長】**

先日、歌舞伎町のヒアリングをし、見学にも行ったんですね。そのときに何か5つぐらいの指標を定めていて、その1つに安全・安心というのがあったと思うんですが、このまちは何か安全・安心になったという体感というんですか、アンケートだと思ってしまうんですけども、そういう実際の犯罪件数という具体的な数字ではないんですが、体感というのをよく近ごろ防犯で使うじゃないですか。そういうご検討なんかあまりされないんですか。

**【説明者】**

体感治安も一つの調査かなというふうには思います。

**【部会長】**

ただ、今まではやっていない。

**【説明者】**

今まではやっておりません。東京都のほうで指定した重点地区に対してはやっております。実は、東京都が指定したところでは、偶然、犯罪者を見つけて新宿警察に報告したところ、外人窃盗団を検挙したという地区なんですけれども、そこについては60%以上の方が、体感治安と、あとは地域のつながりが強くなったというふうに言っています。

そういったものを私どもの重点地区にも制度として設けることも今お聞きして可能かなと思っています。

**【委員】**

防犯にしる防災にしる、ターゲットは住民だろうし、その組織は住民なんですね。我々は、警察が防犯をやるんだと思っています。防災については、例えば消防関係で防災ボランティアという組織がある。安全・安心のまちづくりが確かに目標なんだけど、そういう防犯協会のや防災協議会の連携しながら、同じようなことを区と警察、区と消防が必ず入ってくるんだけど、例えば災害時なんか、結局、区がトップマネジメントをしたその下に基本的には警察も消防もあるわけで、そういう形がありながら、何で同じようなことを住民、町会に求めてくるんだと。

防犯に関して、行政側のネットワークなどの掌握はできているのかなといつも思うわけです。町会は防犯協会に年会費を出すなど協力している。その防犯協会と区の防犯がどれだけ一緒にやるかというのは、やる側は同じ住民です。

地域にどういう網が張りめぐらされているか、それと重複をしないようにしてくれないと、安全・安心という項目の中でやっているんだけど、同じ目的の枠はこれだけあるぐらい区は当然把握すべきで、その辺把握しているように見えない。

**【委員】**

警察、防犯協会、町会その他がばらばらしているわけです。この事業は人件費がついているわけですよね。ボランティアは人件費は要らないわけです。町会もボランティアでなさっているわけです。だから、この人件費について、どうなっているのかというのを教えて欲しいのと、私たちが事業するときには保険を掛けるんですけども、防犯なんか怖いから、保険が掛かっているのか、それが防犯協会なのかふれあいなのか何なのかわからない。住民のほうは一体これはどこのボランティアをしているのかわかっていない場合もあるので、お答えを関連で。

**【説明者】**

まず、人件費につきまして、この人件費はいわゆる重点地区に係る人件費ではございません。

**【事務局】**

この人件費は、事務分担上、この事業を常勤職員2名で行うこととしているので、区全体の人件費の平均額を単純に2名分計上しているものです。

**【委員】**

私の町会は重点地区に入っていないはずなんです。というのは、そういうものができる前か

ら活動を始めたので、そういうシステムがあることも知らなかった。ある日、名簿を見たら重点地区に随分いろいろと町会が入っていますけれども、うちはいよいよねということで重点地区に入っていません。入っていないけど、自主的にパトロールしようということで募りましたら、集まって、それぞれ分かれて下校時に付き添ったりしているわけです。ボランティアで皆さんにお願いしていますので、予算がどうのこうのというのは関係ないような気がしています。

**【委員】**

予算はいいとして、他にどういう団体があるのかというのをやっぱり整理整頓して持っていないと。うちの町内会は老人会に頼んで公園の児童の見守りをやったり、PTAはPTAでやっぱり見守りをする。それから、最近、黄色いジャンパーを着ている人たちも自転車で見回っている。新宿区は青色のジャンパーで見回っている。いい企画なんだろうけど、やっぱりせめて警察と学校と消防でどういう団体が何をしているのかというのを危機管理課がすべての大もとということで整理整頓してもらいたい。

**【委員】**

保険は入っているんですか。

**【説明者】**

保険は入っています。

**【部会長】**

たまたま僕は新宿区の小さな公園のリニューアルをお手伝いさせていただいたとき、地域のパトロールをやっていたらの方に何人か公園の見守りとかサポーターも一緒にやってもらったんです。

そうしたら、公園のほうやっぱり子供たちと話し合う機会が多いし、お母さんとかお父さんとかと公園で知り合うことが多いので、まちを歩いているとそこらじゅうで声をかけられて、僕らはとてもうれしいんですというふうにおっしゃっていたんです。やっぱりいろんな地域の役割をボランティアの方が担っているところを総合的にぼんとお願ひしちゃうというものもあると思うんです。見守りだけとかじゃないし、公園のサポーターも全部ひっくるめて地域のコミュニティーリーダーみたいな、そうしたほうが、地域にとってもみても、あるいはそのやる方にとってもやりがいがあるかなとかと思って、僕は、そういうつながり、ひょっとしたら公園というのは極めて大きいと思うので、役所の縦割りが現場の縦割りにならないように地域のほうで何か、町会がもちろん中心なんだろうと思いますけれども、何かうまく総合的に、包括的にできると自己整理されるかなと、これは評価とちょっとずれて将来のことになっちゃうかもしれない。

**【委員】**

参考のためにいいですか。

うちの町会は、12月末から1月いっぱい、火の用心を今やっているんです。今年で50年です、そういうイベントは続けることが必要なんです。それがまちづくりや防犯、いろいろなことを左右していくと思っています。

**【説明者】**

決して重点地区は押しつけるものでもございませんし、どうしても入ってくれという話じゃありません。防犯協会というのは従前ございました。ただ、あくまでも警察の協力団体という位置づけで、区としても何か重点地区という形をつくって、それに手を挙げて入ってくださるということについては、防犯のノウハウもないし、グッズもないんでお貸しします、防犯講話もします、リーダー塾も来ていただきますということで広げていくものであって、決してノルマ的に入ってくれということではありません。

**【委員】**

犯罪の発生率が高いとか、幼児の誘拐が起きそうとか、交通事故が多いとか、だから行政としてはここを重点地区としてやってくださいというのが重点地区という考え方じゃないんですか。重点地区と思う人は手を挙げたらグッズをやりますよというのは意味が違うんじゃないんですか。

**【説明者】**

今の制度としては、あくまでも自分たちのまちを重点地区に区に申し出ると、そういう政策なんです。

**【部会長】**

ここは犯罪がとて多いいとか危ないと思ったところは、お願いすることは行政の役割ですね。

**【説明者】**

はい。

**【部会長】**

それでノーと言われたら重点地区にならないけど、行政が、ここはそんなに比較的危険じゃないなと思ったけど、手を挙げたところは重点地区になってしまうということですね。

**【説明者】**

そうです。それは、あくまでも自分たちで活動したいということで、区のほうで指定をさせていただくということです。

**【部会長】**

言葉の問題かもしれないけれども、ちょっと僕もニュアンスが違っていました。

**【説明者】**

ある一つのきっかけにさせていただくという制度ですので。

**【部会長】**

わかりました。時間を超過してしまったので、この辺でいいですか。どうもありがとうございました。

では、引き続き交通対策課で、計画事業66番と67番、質問項目で言いますと18番、19番のヒアリングにいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

**【説明者】**

18番の質問項目から説明させていただきます。

自転車の監視員の具体的な業務内容はどういう質問で、大きく3つの項目を挙げさせていただいています。

1点目、自転車の利用者に対しての放置をしないような声かけが行われています。

また、自転車の利用者に対して、自転車等駐輪場・自転車等の整理区画の利用方法とか、利用登録をしていない人に駐輪場に自転車を置かないようにと指導するということです。

3点目としましては、放置禁止区域内での放置自転車の警告札、放置状態による禁止を警告するための警告札を貼る、また撤去日には事前に放置自転車に撤去札を貼って、後のある程度時間を置いてまだ置いてあるような状態の場合、撤去の前に撤去札を貼るといった業務をやっております。

**【部会長】**

委員から再質問ございますか。

**【委員】**

大久保駅の周辺も非常に自転車が多いところですね。それで、登録してもらって、番号を打って鎖もついているんです。ところが、どういうわけか、鎖をはめていない自転車がいっぱいある。自転車に鎖をつけて登録してあれば、その番号のところに自分の自転車を置くわけでしょう。ところが、自分は登録していなくてもそこに登録したようにして、見せかけて自転車を置いているんですよ。

**【説明者】**

整理区画とか駐輪場の中に無登録の自転車があるといったところは実際にございます。そういうところは、警告札を張って、ある程度時間を置いてまだあるようでしたら撤去するとか、そういうような活動で適正に施設内を使ってもらうような工夫はしております。

**【委員】**

用があつて自転車に乗って行くんだけど、ちょっとの時間で自転車がもうどこかへ持っていかれちゃうというところもありながら、もう何日も放置してあるような、あるいは登録していないのにしたふりをしてその場所に置いておく自転車というのが結構目に余ります。それと、張り紙をしてから持って行くまでの時間が長過ぎるんじゃないですか。

**【説明者】**

即時撤去をやっておりまして、これも、今、委員ご指摘のように、ある程度の期間でやっております。

持っていくときのタイミングですけれども、条例上は即時撤去ということで、置いた後は即時撤去できるというのがありますが、区では即時撤去でも30分は見ております。

長過ぎるといったご意見も短か過ぎる、買い物ぐらいさせてくださいというふうな意見もありますけれども、適正に30分ぐらいで運用をしているところです。

**【委員】**

買い物ではなく、今、協働ということでボランティアをする人が多くなって、介護で見守り

ボランティアとかお話し合いのボランティアとか、そういう人が自転車で行くわけです。1カ所だけではボランティアは済まないんですよ。そういう場合、100円を入れて機械でやるところがあるじゃないですか、それを増やしていただくことが必要です。そういう予算がどのぐらい入るのか。

この回答を見ると、そういう話は何も載っていないわけです。だから、そのお使いという観念を捨てて欲しいんです。それでなかったら、ボランティアの人用にカードでも下さって、それを鎖につけておけばそれは撤去しないと、そういうふうにしていただかないと、新宿区の中のボランティアが進まないんですよ。

**【説明者】**

今、委員ご指摘のとおり、時間貸しの駐輪施設を今この事業の中でも整備しています。まだまだ区内で整備されていない駐輪場の区域が多いものですから、それとあわせてコイン式駐輪場であれば2時間は無料でお使いいただいています。1日利用というシステムもまだ残っておりますけれども、機械であれば2時間無料ですので、その間にそういった業務もやっていただけて、2時間後には24時間で100円かかってしまいますが、今後また駐輪場を整備していきますので、それにあわせて機械も設置していこうというふうに考えています。

**【委員】**

自転車の撤去費による収入は、1台5,000円取っていればもうかっているんじゃないかと。あれの収入はどこへ行っているんのかという話になる。内部評価の事業費は、その収入も入れて差し引きなのか。放置自転車の台数の目標値は2,630台となっていますが。

**【説明者】**

放置自転車と撤去台数というのはまた違うんです。放置というのは放置されている状態を数えている。

**【委員】**

では、年間撤去をどのぐらいしているのか。毎日のようにトラックで何十台と持って行って、あれで利益が出ているんじゃないか。どれぐらい撤去して、どれぐらい収入したかというのを載せてくれると活躍されているなどと思うんだけど、そこら辺はどうでしょう。

**【説明者】**

指標としてあるかどうかというのはありますけれども。

目標としましては、瞬間の駅の放置の自転車がなくなることを目的としていますので。

**【委員】**

もう一つ、そのジャンパーを着た方、いらっしゃいますよね、2人。2人必要なのかなと思いますよね。それで貼り紙を貼りに来る人はまた違う人が来ているみたいだし、あの人たちは貼れないんですか。

**【説明者】**

施設の整理区画の中を整理する人と、あと周りの駅周辺の見回りをしている撤去活動というか、啓発活動をしている役割分担があります。



【委員】

いつも2人いらっしゃる方のほかにまだ張る人の人件費がこの人件費というものなんですか。

【説明者】

はい、それも入っております。

【委員】

これは非常勤職員ですか。

【説明者】

委託です。

【委員】

事業所は1つですか。

【説明者】

区内ですと、駐輪場とかの管理はまた別会社とか、あとは見回りとか啓発活動というところだけでも3つあるとか、駐輪場と兼ねているところがいくつかございます。

【委員】

そうすると、委託先は3つか4つにまたがるわけですか。

【説明者】

はい、そうです。

【委員】

それは入札か何かで決まるんですか。何社ぐらいに頼んでいるんですか。

【説明者】

入札で、先ほどの見回りの関連と、一部、駐輪場も入っていますけれども、3社ですね。

【委員】

役割分担をして。

【説明者】

区域で分けています。

【部会長】

時間もオーバーしますのでこの辺にいたしましょう。ありがとうございました。

それではもう一つ、67番「地域活性化バスの整備促進」、こちらのご説明をお願いいたします。

【説明者】

新宿WEバスに対するご質問ということで、まず1点目の利用状況と回遊性の向上等の貢献からの評価、それからまた利用者意識調査の結果はということのご質問ですけれども、まず利用者は現在1日約200人ちょっとということで、運行事業者が当初見込んでいた数字には非常に下回った形での実績しか出ておりません。そういう意味では、回遊性の向上などの目的を十分に果たしているとは言えないと思います。

それから、利用者意識調査、これは昨年の12月に実施したところ、来訪者の7割ぐらいがバ

ス自体をご存じない。ただし、利用された方の約8割はリピーター志向が強いということが調査結果では出ております。新宿駅周辺という限られた場所での巡回バスということで、区内の方というよりも、どちらかという区外の方、こういった方をどうしてもターゲットにしている関係で、なかなか区外の方へのPRがうまくいっていない、そういう状況でございます。

それから、2点目、事業の指標を成果指標の観点から見直すべきではないかということなんですが、ご承知のとおり、このWEバスというのは京王バス東株式会社で運行しており、新宿区が直営で動かしているわけではないので、ここら辺につきましては、これからも区と事業者間との役割分担を踏まえながら、区が行う事業の進捗等を明示していくような指標を検討していきたいとは考えております。

3点目、改革の方向性は「手段の改善」ではないかというご指摘なんですけれども、これはあくまでも京王バスが事業主体で、それに対して区でどこまでサポートするかということになっておりますので、事業自体、ある意味ではバスの運行を開始した時点で事業目的は終了しているとも言えると思います。

ただし、あくまでも新宿区としてのコンセプトのもとで事業者が応募されているわけなので、それについては、区のほうでできるものについてはこれからも協力していきたいというふうに考えております。

したがって、現状の非常に利用率が悪いということについては、現在、まず運行間隔の見直し、これは4月からは平日については便数を増やしております。8月につきましては休日の便数も増やしております。それから、また今ルート自体の見直しを検討している最中で、これは関係機関、交通管理者、道路管理者、それから他の交通局等、そういったところと折衝をしながら今煮詰めているところでございます。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきたいと思います。

**【部会長】**

ありがとうございました。

委員のご指摘は。

**【委員】**

利用状況が芳しくないということなんですけれども、当初見込んでいた乗客数というのはどのくらいを想定していたんですか。

**【説明者】**

これはまだ1,000はいかないですけれども、800とか900という数字に近いかなと思います。ただ、これは表には数字としては出ていないのでちょっと何とも言えないんですけれども。

**【委員】**

思ったほど利用者が多くなかったということですね。

あともう一つ、バスの運行会社との共同事業みたいなことなんですけど、運行自体はバス会社が主体的にやっているということなんですけど、そうすると区の役割というか、特に事業費として21年度は6,300万円ぐらい投じていますよね。一体何に充てているのかと。

【説明者】

初期費用につきましては区のほうでお手伝いするというので、まずバスの塗装代ですね。それからあと、あれは天井に窓をつけているんですけども、その改造費、それからまたバス停の設置についても少しお手伝いさせていただきました。

その関係で21年度につきましては金額的には相当な金額が発生しているということです。

【委員】

ちなみに、22年度の予算はどれくらいなんですか。

【説明者】

22年度については、もう予算的にはWEバスという形ではついておりません。

【委員】

予算措置していないんですか。じゃ、あくまでもあとは民間会社のバス会社のほうでと。

【説明者】

ただ、あとは通常の経常経費の中でうちのほうでお手伝いできるものについては、それはお手伝いしていきますということでございます。

【委員】

要するに、利用客が少ないということで、ここにも書いてあるように、ルートとかバス停の位置とか運行間隔とか見直しが必要というようなことで、大きな仕組みは変えないというご説明だったかと思えますけれども、そうはいっても現状のまま継続するというわけにもなかなかいかないから、運行計画の見直しとおっしゃっているわけだから、手段の改善というようなことになるんじゃないのかなと思えますが、いかがでしょうか。

【説明者】

そうですね、そこら辺ちょっと難しいところで、うちのほうが直接の運営をしているのであれば、当然改善策なんかも100%区の考えが反映されるんですけども、現状のところは事業者が運行しているわけなので、うちのほうの意見というのはどうしても限られてしまう。そういったことでは……

【委員】

それと関係して赤字だということでしょう。赤字の負担は区がしているんでしょう。

【説明者】

いや、していません。

【委員】

では、事業者がやめたいと言ったらやめてしまうことになるんですか。

【説明者】

一応、協定書では最低3年間ということで、事業者もこれだけ利用者が少ないとは見込んでいなかったとは思いますが、そのために、運行会社、それから区のほうでいろいろ考える中で、運行間隔を短くしたりとか、それからまた先ほど申し上げたとおり、ルート自体もう一度見直そうという形で進めているところなんです。

**【委員】**

24年以降は、事業者がノーと言ったらもう難しい。

**【説明者】**

最悪の場合はそういうことも考えられます。そうならないために、いろいろなことを協賛のほうと相談しながら進めているところなんです。

今までのルートですと、ちょうど新宿駅の外側を回っているんですね。バス自体が靖国通りであるとか、せいぜい明治通りぐらいしか目立たないんですよ。本来であれば新宿通りを境として、あそこら辺がいわゆる新宿の中心部だと思うんですけども、あそこになかなかバスが運行していない関係で非常に見えづらい。

それで、今検討しているのは、今は時計回りに回っているんですけども、西口と東口を八の字で回ろうと。それで、八の字といっても、ちょっと口で言うとわかりづらいかもしれないんですけども、新宿駅西口を起点としましたら、新宿駅の西口については今までのルートと同じ、それで今までは新宿駅西口から歌舞伎町のほうに抜けていたわけです。それを、まず新宿駅西口から都庁を経由してまた新宿駅西口に戻ってきます。それを今度はそのまま真っすぐ抜けて、本来であれば青梅街道を都庁側のほうに回っていくのを逆に新宿御苑に向かわせる。新宿御苑の新宿門まで伸ばして、その後は新宿通りを通して新宿駅の東口に回して、それから青梅街道を抜けてまた西口に戻ってくる、そのようなルートを今考えて、関係の警察署であるとか、警視庁であるとか、国道事務所であるとか、都の第三建設事務所であるとか、そこと今協議を進めているところです。

**【委員】**

来年度は新しい運行計画になるんですか。

**【説明者】**

そうですね、一応これは新宿区地域公共交通会議というのがありまして、そこで既に7月に今年度第1回やりまして、そのときには、運行間隔の凝縮というか、本数を増やすものは承認をされて、あとルートについては、バス停を除いてこういったイメージということでの承認はいただいております。

あとは、公共交通会議ができるようなタイミングになった時点で、なるべく私どもは急いでいるんですが、実は最初の予定では11月1日から14日までの新宿御苑の菊花壇展に何とか間に合わせたいというふうに考えて進めていたんですが、どうしても関係機関との調整が非常に時間がかかってしまって、それからあとバス停の共用みたいな形で都の交通局さんとも交渉を進めているんですが、なかなかそこら辺ではすぐに回答が来ないということで、ちょっとこれは延びそうなんですが、何とか年末商戦に間に合えばということで今進めているところです。

**【部会長】**

わかりました。

よろしいですか。

**【委員】**

区民会議で、ちょっと議論があつて、区民を乗せるのか、外から来た人を乗せるのかという議論があつたんですけど、商店の活性化のために運行してもらいたいという意見書も出たはずなんです。

だけど、そういう回り方によると、そういうことにはならないのかなということがあるので、今度変えたとすれば、何を目的としているのかということの方がわかりづらくなっているというところがあるのと、それから事業者も赤字がどうなるのかという懸念もございます。もう一つ住民からは、病院を回る車に仕立ててほしいとか、いろんな意見が出ていたんですね。だから、今度変えたとしたら、それはどういう意味、目的があるのかということの中で変えられたのか教えてください。

**【説明者】**

コンセプト自体は変わっておりません。あくまでも新宿駅の東口と西口との回遊性を高めるということで、東と西を利便性よく動けるようにというコンセプトは変わっておりません。それを、新宿通りを通すということで、多くの人にもっと知ってもらいたいということと、これは結果的には確かに7割ぐらいの方が、新宿区外の方がご利用されていますが、私どもの仕事で都庁なんかへ行くとき結構WEバスに乗るんですよ。そういう意味では、一度乗ってしまうと結構使えるバスだと思いますので、これは区民の人が対象であるとか、区外の方が対象だということは考えておりません。

結果的には区外の方が多くは多いですけども、区外の方ですとどこか伊勢丹へ行ったら伊勢丹だけで終わっちゃっているけれども、せっかく伊勢丹に来たんだから、都庁のほうの展望台ですとか、そういったほうに行きたいとか、それからまた、例えば、夜、飲み会で西口の奥のほうに行くといった場合には、ちょっと時間は今のルートだとかかりますけれども、乗ってそちらのほうのホテルや何かに行くとか、結構そういう意味では使えるバスだと思いますので、区内の方も利用していただけるかと思ひますし、また休日等については、せっかく新宿に来ていただいたほかの地区にお住まいの方も気軽に乗れて、なおかつ1回ぐるっと回ってみただければ、今度はここでおりてこっちのほうの店に行ってみようかとか、そういった使い方ができるバスなので、そういったところをもう少しアピールしたいというふうには考えています。

**【委員】**

旅行会社に聞いたら、そんなのはあるんですかと言われたんですね。外向けだったら旅行会社を回ったり、といった宣伝はどうなっているんですか。

**【説明者】**

ホテルとか百貨店さんなんかにはチラシなんかを置かせてもらってしまひて、ワシントンホテルがあそこを利用してくれる方が結構多くて、あと伊勢丹がNSビルか何かでイベントをやると、それでもWEバスによってNSビルのほうまで来てくれているんですね。

**【委員】**

昨年度6,300万ですか、これは税金を投じていますので、できるだけ有効に活用していただければと思っています。そういう意味で、一応3年間の取り組みということですので、この期

間にいろいろ利用者の動線、ニーズを十分把握していただいて、いろいろと実験してみたらいいんじゃないかと思うんですよね。そういう中で、どういうやり方が一番利用されやすいのかというようなことを見きわめていていただきたいと思うんです。

**【委員】**

広報などに使ってよかったとか感想をちょっと入れられないでしょうか。乗りたいと思ってもどこを回っているんだかわからない。

**【説明者】**

今バス停の位置が悪過ぎて、今度、ルートをもし変えることができると、新宿通りに何本かWEバスのバス停が立ちますので。今は本当に目立たないんですよね。ちょうどH&Mですか、伊勢丹の向こう側ですか、あそこのバス停ぐらいしか目立たないんですよ。それでちょっと悩んでいます。

**【部会長】**

では、引き続き計画事業の40番と41番の2つをご説明願いたいと思います。  
簡単に回答の内容を説明いただいて、こちらから再質問したいと思います。

**【説明者】**

まず第1に、分譲マンションの適正な維持・管理ということです。これにつきましては、行っている事業が、例えばマンション管理相談、マンション管理セミナー、あるいは管理相談員の資質を向上するための講座などでございまして、これらの支出は主にセミナーや講座の講師の方の謝礼が主になっています。

そういった意味で、一番大きなウエートを占めるのはこの事業を担当している職員の人件費ということになります。この報告書では常勤職員0.7人分ということで算出しています。

新宿区では、分譲マンションは非常に数多くいろんな問題を抱えております。そういった中で、相談事業あるいはセミナーというのは、情報の提供あるいは啓発という意味で大変有意義な事業であると思っております。

②の補助事業の見直しについては、先般の補助事業のときに申し上げたとおりです。

続きまして、早稲田南地区の住宅整備でございます。これは、早稲田南地区に早稲田南町第2アパートという老朽化した区営住宅がございます。当初これをその場で建てかえる予定でした。ただ、その後その周辺地区で弁天町に国有地がありまして、そこの取得を視野に入れて、住宅以外の子育て施設や福祉施設など、総合的な区有施設の配置も視野に入れるというふうに変え方が変わってまいりました。その関係で当初の実行計画どおりに進んでいないということです。

**【部会長】**

では、委員のほうから再質問いたしましょう。

**【委員】**

今後の見直しのことについてなんですが、マンション管理相談も対象にというようなことで考えていらっしゃるようなんですが、区の相談員の方はどんな方で、何人ぐらいいらっしゃる

んですか。

**【説明者】**

現在、マンション管理相談という相談事業を実施しております、資格としてはマンション管理士あるいは一級建築士などの資格です。人数につきましては、11人でございます。

**【委員】**

そうなりますと、マンションに住んでいる者として、そういう方々だけではなくて、区の仕事に携わっていないような一級管理士とかマンション管理士の方とか、そういった方を例えば大規模修繕のときなんか、相談役といいますか、コンサルタントというような形で活用することがあるんですよね。そうしたときに、こういう補助事業が活用できると機動的でいいかなと思います。

今後見直しをされる場合は、区のこういう管理相談に携わっている方々だけではなくて、広く民間の方にも開放していただければありがたいと思っているんですけど、いかがですか。

客観的な立場から支援していただくような事柄について、こういう補助事業を活用できるといいと思うのですが。

**【説明者】**

ご指摘のとおり、今私どもが行っているマンション管理相談は、面談で相談ということを行います。ただ、実際には現場に行って、建物を見たり、あるいは現場のいろんな相談に来た方以外に対しても説得というような作業が必要となると考えております。

したがいまして、現在やっているマンション管理相談をそういったニーズにどうやって合わせていくか、そういった方向で今検討しているところでございます。

**【委員】**

実際、我々が活用する場合には、実際に我々のマンションに来ていただいて、現場を見た上で指導していただくと、ここはこう考えたほうがいいですよとか、そういうケースを考えているので、単に相談というものではないんですけれども。

**【委員】**

この対象は、どこの方が対象になるんですか。

**【説明者】**

一応、マンション管理相談ですので、基本的には管理組合、あるいは管理組合の役員の方、あるいは区分所有者の方、こういった方が対象になっています。

**【委員】**

管理会社は対象外なんですか。

**【説明者】**

基本的に管理会社ではなく、区分所有者あるいはその団体が対象でございます。

**【委員】**

そうですか。そうすると、時々、1階でやっているマンション相談がありますよね。あれはこの人たちがやっているんですか。

**【説明者】**

1階でやっているのは、新宿区マンション管理士会という団体が独自でやっているものです。もちろん一部相談員はダブっている方もいらっしゃいますけど、私どもの相談は区の事業として行っていますので別事業です。

私どもがやっているのは、相談員に謝礼を払って新宿区でマンション管理相談を独自で実施しているところです。

**【委員】**

そうすると、下でやっている組合の方々には本当にボランティアで、こちらとは全く関係なくなさっているということですか。

**【説明者】**

区のと別には、区の一部ホールをお貸しして独自にやっていただいている。

**【委員】**

そういう方には助成金等は何もないということですか。

**【説明者】**

現在、自主的な活動としてやっているところでして、ただ、今申し上げましたように一部相談員はダブっております。そういうことはありますけれども、こちらは自主的な任意団体ですので、任意団体が独自でやっているものです。

**【委員】**

管理士の人でも、区にかかわっている相談員と自主的な組合の方といるということで、区の事業の方がこの組合の人にもいろんな講座などしていらっしゃるんですか。

**【説明者】**

マンションの相談員資質向上講座というのがございます。これはマンション管理士の技能を向上するために区が行っているもので、これは、私どものマンション管理相談員だけではなく、相談員ではない民間団体である新宿区マンション管理士会の管理士さんもお呼びして、マンション管理士としての技能を向上させる、このようなこともっております。

**【委員】**

その連携はとっていらっしゃる。

**【説明者】**

直接的な助成金を出すということには行われておりませんが、日々マンションの管理行政を進めるに当たっては連携をとってやっているところです。

**【委員】**

どうしてこの計画事業が起こったのかわからないんです。計画事業をつくるというのは、その前提に、例えば行政側として心配する、杞憂する事項、事例があったのでつくったんでしょう。例えば小さい10世帯、20世帯の分譲マンションが、管理組合がないから世の中では迷惑しているわけです。管理組合があるというのは、大規模な不動産屋が管理組合をつくっているからある程度機能している。ところが、地域にとって、例えばごみ置き場がないとか、自転車



置き場がないとかと、そういうことがあったのか、つくらざるを得ない理由がわからないから、何で、どういうことをしたくてつくったかというのがわからないんですよ。

**【説明者】**

これは新宿区だけのことではないんですけども、ご指摘のとおり、新宿区は規模が小さくて、しかも古いマンションが多い、そういうところに限って管理組合が機能していないということがよくあるんですけども、結局、区分所有という、それぞれ所有者がいるということは、物事を、建て替え一つ、工事一つするにしても合意形成をしなくちゃいけないという非常に難しい問題がありますし、建築の知識とか管理組合の運営知識とか非常に知識も要するということがあります。

そういった意味で、これは新宿区だけじゃなくて、国を挙げて自治体が情報提供なり、そういった組合が活発に運営できる支援なりをするという大きな前提がありまして、新宿区もそういうことをしているところです。

今ご指摘があった点ですけども、相談の対象は管理組合だけでなく区分所有者の方と申し上げたところでございまして、例えばうちのマンションはこういうふうにごたごたしているんだけど、何かいい方法ないですかといった場合に、では組合をつくって集会を開いて決定を、というような、そういった管理組合が機能していないところに対してもアドバイスを、あるいは派遣などができるような仕組みをつくりたいと考えているところです。

管理組合が機能していないことがまさに大きな問題ですので、そこに対するアプローチというのを一生懸命当然やっているところです。

**【部会長】**

我々は事業見直しの今後の方向に興味があるわけでありまして、いわゆる建物の維持・管理及び再生ということももちろん重要ですが、これはせんだって補助事業のところでも申し上げたように、ここに住んでいらっしゃる方々、区分所有者あるいはその地区のコミュニティー、一般の戸建てであれば町内会というのがきちっとあったり、地区協というのがあるんだけど、マンションはややもすれば孤立しているわけですから、マンションの居住者の中の人たちの個別の問題というふうにとらえずに、新宿区の大きなコミュニティーの問題というふうにとらえて今後の見直しの方向を定めてほしいというふうにご期待しております。

**【委員】**

2番目のところで、榎町地区施設活用検討分科会、ここでいろいろ検討が行われているようなんですが、この中で具体的には、早稲田南町第2アパートの建てかえの話とか、それから先ほど子育て施設とかおっしゃいましたけど、そういったことを含めてこの検討分科会で検討を進めていらっしゃるということによろしいんですか。

**【事務局】**

この施設活用検討会は昨年まで行政管理課が所管しておりまして、この榎町地区の施設活用については、当初、榎町の早稲田南町地区のアパートの建てかえの実行計画はつくったんです。その後、弁天町の牛込保健センターの北隣、旧参議院宿舎のあったところが現在更地になって

おりまして、更地になっている以上、権利関係の整理がつけば処分の対象になるだろう、もし処分の対象になるのであれば、その土地の取得も視野に入れて、榎町地区の施設全体の再配置も含めた中で検討したほうがいいだろうという判断がございまして、その動向を待っていたという状況で、実際にはこの分科会は1回しか開催していません。

通常、施設活用検討会ですと、概ね内部検討で4カ月から半年程度、それで内部で全体の活用方針案ができたところで議会に報告をし、あるいは地域の説明会をして、区の活用方針案でいいかどうか、そういうご意見をいただいて、地域のご理解をいただいて、議会のほうでもご理解をいただいたところで区の方針決定をして、具体化していきますので、その分が見えないと、この計画事業41の再編整備の部分のスケジュール、今の段階で具体的にどうなるかというのをお示しできない、そういう状況になっております。

**【説明者】**

実行計画のお話のみで、具体的な話はまだ進行していないのでお話ししていません。

**【委員】**

今後の課題として、新宿区が所有している施設の活用のあり方というの、今後、外部評価に取り入れていただけるとありがたいと思います。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、引き続いて環境清掃部の事業のヒアリングをお願いしたいと思います。

まず、質問項目に対するご回答を簡単にご説明いただけますでしょうか。

**【説明者】**

よろしく申し上げます。

13番の質問項目ですが、地球温暖化対策の推進の中で、1点は指標で、これはISOの補助事業の件数を指標としていたのですが、それを見直すとしていたのが、今回指標がなくなっているのはどうなっているのか、ということです。これは、4つの指標が表記できるシートになっておりますので、その4つの中から外したということで、この指標をやめてしまったわけはありません。

今度どういうふうに見直したかといいますと、従来は単純にISOの補助を受けた会社の数ということだったんですが、それではなくて、その補助事業をやって、そしてその結果、省エネの効果が上がったかどうかということ、1年たって報告書を出してもらんですけど、報告書に、効果があったかないか、もしあったという場合にはその理由も書いてもらうことになりました。今、報告が上がってきているのが、19年度、20年度、21年度とありまして、結果を見てから報告をいただきますので、今全部報告が来ているのは20年度のもんですが、20年度は5社あって、5社ともエネルギー削減効果があったとしております。5社中の5社で100%と。単に効果があったというだけじゃなくて、理由も書いてもらっているという形にしております。このシート4つの評価指標からは外してありますが、そういう形でやっております。

次に、エネルギーの評価を、ISOの補助金じゃなくて新エネルギー及び省エネルギー、こ

これは太陽光発電の補助に象徴される補助事業で、21年度から取り入れたんですが、区民の反応もよく、象徴的な事業だということでこの事業を指標に取り入れたわけでございます。

あと、3番目のCO<sub>2</sub>の排出量がこの計画事業51の一番根本的な指標なんですけども、事業の指標で言うと4番目の温室効果ガスの排出量という指標です。これに対してご質問で1つは、これが3年後に検証されるということだけれども、そういう間があいてしまうのはいかなものかということなんですけど、これは3年ごとではなくて、3年後に検証されるということで、このデータは毎年毎年出てきます。

このデータは新宿区が単独にやっているわけではなくて、23区で共通の標準算定指標というのをつくり、全体として温室効果ガスを標準の算定の仕方でもカウントしないと、区によってばらばらでは意味がないということで、非常に膨大なデータを整理し、東京都のデータ等を踏まえてやります。特別区の協議会のほうにもっと早く出してくれと言っているんですけど、また、協議会も東京都に早く基礎データをくれと言っているんですけど、それがどうしても3年後のデータになってしまう、データが集まって結果を出すのに、それだけ時間がかかってしまうということなんです。

ですから、これは毎年度は出るんですけど、今最新のデータが2007年度ということで、3年前のデータになってしまっているということがございます。

次に目標値なんですけれども、これも少し説明するとなかなか難しいんですけども、質問のほうで、20年度に8万9,000 tを削減、21年度に8万7,000 tを削減という計画が出ているのに、これはどうなったのということなんです。手段の改善が必要ではということなんです。

まず1つ、この目標の設定なんですけども、我々が省エネルギービジョンというのを平成18年につくりまして、そのときに目標値を定めたんです。そのときに、その目標値は京都議定書、これを踏まえてつくっているんですけども、京都議定書は、1990年、これをベースにしています。

我々は、1990年をまず固定して、中期目標として2010年の目標値、1990年に比べてプラス5%という目標値をつくったわけなんです。自然増があるんですけど、新宿区はそれをプラス5%で抑えていこうという目標値をつくったわけなんです。ですから、フィックスされているのは1990と2010なんです。2007、2008、2009は、実績データ、先ほどの3年後に出てくるデータが出てきた時点で、これで目標値を修正しているんです。ですから、ご質問の20年度に8万9,000 t、21年度に8万7,000 t、このときは2005年度のデータが最新データだったんです。口頭で説明すると非常にわかりにくいんですけども、2005年度のデータに基づいてこれはそのときやっていたんです。

それを、2006年の実績が出て修正して、今最新のデータ、2007年の実績で修正したんです。2007年度はCO<sub>2</sub>の排出量が1990年に比べてプラス26.1%ですから、ご指摘のように非常に多いんです。

なぜ多くなってしまったかということ、これは省エネの効果が薄かったということではなくて、CO<sub>2</sub>の排出係数、電力使用量にCO<sub>2</sub>の排出量を掛け算するんです。そのときのCO<sub>2</sub>の排出

係数というのが、2007年度は地震が柏崎刈羽の原子力発電所が稼働しなかったんです。それで原子力発電の割合が低くなって火力発電の割合が増えて、電力のCO<sub>2</sub>排出係数が上がっちゃったんです。これで増えてしまったんです。エネルギー使用量は若干下がってきていたのが、CO<sub>2</sub>はそれで非常に増えてしまったということがあります。

ここで実際2007年度はかなり多いんですが、2008年度は排出係数が下がってきていますから、そういう意味では、今度の2008年度の実績のほうでは恐らく少し下がってくるということが想定されます。そういうことを踏まえて、2007年度のときに増えたのは排出係数の影響が大きいので、単純に手段の改善ということではないというふうに考えております。

現実には、今新たな新宿区地球温暖化対策実行計画を今年度内に作成する予定です。その中で、より実効性の高い事業、施策、こういうものを検討していきたい。ちょっと長くなりましたが、この質問に関してはそういうことです。

次の事業者向けの対策が重要であるということは、そのとおりで、いわゆるCO<sub>2</sub>の排出量が、事業所部門のところが多いということでございます。その意味で、我々としては事業所のところの省エネ対策、CO<sub>2</sub>削減対策、これをより評価していきたいという思いがあります。

実際には、今年度から東京都の環境確保条例ですとか国の省エネ法ですとか、こういうものが改正されて、事業所等に対してより規制がかかっております。そういう規制も踏まえ、さらにその規制で漏れてしまう小さい事業所に対して我々としてはより働きかけていきたいというふうに考えております。

省エネ対策指針の策定スケジュールなんですが、先ほど申しましたように、国のいわゆる中期目標であるマイナス25%、これが、今、国のほうが地球温暖化対策基本法というのを1回国会に提出したんですが、それが1度廃案になって、それでさらに提出しようとしているんですが、それがいろいろな批判等が出ていて、国の動きが若干不透明になっております。

我々としては、そういう国の動きを踏まえて、国と整合性をとりながら新宿区の目標を定めていきたいということで、また環境審議会のもとに専門部会をつくっているんですが、そこで検討をしております。今年度中につくる予定です。

ヒートアイランド対策の進捗状況、また目標達成状況なんですが、ヒートアイランド対策としましては、みどりのカーテンですとか打ち水ですとか、あとは道路の保水性ですとか遮熱透水性ですとか、そういう実績、道路に関しては道路課で対応しておりますが、環境対策といたしましては、打ち水ですとか、みどりのカーテンですとか、そういうものを町会等の協力を得ながら推進しているというところでございます。

次に、CO<sub>2</sub>の削減効果の事業ごとの算定ですが、21年度につきまして、我々、算定してみました。我々がわかる範囲の事業ということで、合計としては711,849-CO<sub>2</sub>、細かい部分は推計になりますので、1つわかりやすいのは、伊那市とのカーボンオフセット、伊那市で間伐をやっておりますが、これを長野県で認証してもらったのが130 t。グリーン電力購入も100 kw/hを購入しておりますので332 t。エコ隊が今1,000人を超えているんですが、エコ隊で出してもらった集計表だけで計算しております、これが約41 tなんですが、エコ隊はエコ隊の

メンバーだけではなくて、それが波及していくということで考えておりますが、とりあえず我々がとらえられるのは提出してもらった資料ということで、こういうふうに数字的には示している。

あと、新エネルギー機器の導入ということで、これは太陽光発電ですとか高効率給湯機、そのほかさまざまな補助を平成21年度から新規事業として始めましたので、それを導入した結果を計算したものが204 t、ライトダウンが約4.5 tということで推計値です。

次に、雨水利用ですが、区の施設に10施設程度を目標にしながら学校等の施設に雨水タンクをつけておりますが、そのタンクの量が2000 から250 0 ぐらいです。なので、いわゆる消火ですとか防災にはそれほど使えるものではありません。具体的には、学校の草花に水やりをしたり、場合によっては打ち水等に活用してもらったりということで想定しております。

成果指標ですが、CO<sub>2</sub>の削減率だけでなく排出量もということなので、今後、排出量のほうも表記できるような方向で検討したいというふうに思っております。

以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。それでは委員で質問のある方はお願いします。

**【委員】**

最初の質問については事情はよくわかりましたけれども、外部委員会からの意見も出されていたので、最初から丁寧に説明していただけるとよかったかなど。我々はこういう資料を渡されているだけで、そういう事情を全然わかりませんでしたので、そこは今後よろしくお願ひしたいと思います。

指標自体は成果に着目した形にしていくということで、それ自体は一步前進なのかなど思っております。

それから、質問の③は、毎年度出てくるというのは理解不足で大変失礼いたしました。そうすると20年度の分はいつ出てくるんですか。

**【説明者】**

23年の7月には出ます。

**【委員】**

今後、計画の見直しをしていくということなんですが、改革の方針の中の方向性では、現状のまま継続に印がついているんですが、そういうことだと、手段の改善とか、あるいはその他計画の見直しとか、そっちのほうになるんじゃないのかなど、少なくとも現状のまま継続ということはおかしいのではないのかなどということなんですけど。

**【説明者】**

そうですね、現状やっているものは現状という認識があったんですが、今後、実行計画をつくりますので、そういう中で、これは来年度を想定しているの、今、計画をつくっておりますので、再来年度ぐらいからそれが具体化していくというふうなつもりでこれは書いておりますが、今後は手段の改善を図っていきたいと思います。

**【委員】**

質問13番⑤で、事業者向けにも、今後、目標数値を設定していくということなんですけども、その中で、排出削減目標ですか、これを策定されるわけですが、それが実行面でも発効されていくようにぜひこれはお願いしたいと思っています。

それから、⑧のところですけども、21年度CO<sub>2</sub>削減量ということではちょっと聞き取れなかったんですが、711.849と書いていますよね。これは単位は何ですか。

**【説明者】**

tです。

**【委員】**

そうすると、④のところの回答で、平成22年は、削減量173は17万3,000 tですよ。21年度では17万4,000 tですね。

**【説明者】**

そうです。これは先ほど申しました2007年度の実績値をベースに削減の量を計算していますので、2008年が新たに出てきますと、これは下がります。

それと、このCO<sub>2</sub>の削減量711 tというのは、我々がやっている事業の範囲だけで計算しています。実際には区民や事業者にさまざまな努力をしてもらっておりますので、そういう部分の削減はあります。

ただ、また逆に、再開発で大きなビルとか建ちますと、そこで事業所数が、床面積が増えてしまうんですね。そういうので増えるということはまた……

**【委員】**

わかりました。結論としては、いろんな数字があるんで、一体本当にどのくらいCO<sub>2</sub>を削減したらいいのかというのはちょっとわからないので、できるだけ明確にさせていただいて、それを確保するためにどんな事業をどれだけやったらいいのかということを区民に見える形で本当に示して、それが実行されるようにしていただきたい、こういうことです。

**【委員】**

団体との協働ということをもうちょっと強調されて欲しいと思うんですね。みんな本当に町会から何から横断的にやっていますから。それでちょっと担当課は違うんですけど、民有灯というのがあって、それ道路課なんですけど、民有灯も町会が高齢化して取りかえるのが大変だと言っているんで、エコ電球だったら10年間取り外しもしないでいいじゃないですか。だから、せっかく区民や団体とも協働しているので、同じ隣のみどり土木部の道路課ともやっぱりCO<sub>2</sub>を減らすために電灯もこういうのにしましょうというPRをしていただきたいと思うんです。

**【説明者】**

街路灯をLEDにしたほうがいいということですね。

庁内で連携した庁内連絡会があるんですが、そういうところで盛んにそういうことは言っています。所管の更新時期などの事情もあります。

**【委員】**

打ち水大作戦を今やっていますね。私は雨水利用をもっと考えて欲しいなと思っていたわけ  
です。防災に使えるなくても、せめて今打ち水大作戦をやるんだったら、その辺のことも考えて  
もいいのかと思うんですね。

それからもう一つ、墨田区ですか、非常にタンクがあちこちの路地、家庭のそばに設置され  
て、いざというときに火災にも発揮できるような体制をつくっているという話を聞いているん  
ですが、視察に行っていますか。

**【説明者】**

視察は行っていません。

**【部会長】**

雨水タンクは補助金を出していないんですか。

**【説明者】**

22年度から補助の対象にしました。民間の方がつけるときに、設置費用、上限2万円まで補  
助します。

**【部会長】**

ありがとうございました。それでは、引き続き質問16番、計画事業54ですね。

**【説明者】**

環境学習・環境教育の推進事業ですが、1つは事業の指標であるエコリーダー養成講座の指  
標を見直すということだったんですけれども、これ、我々としては単にエコリーダーの講座を  
修了したという指標でなくてということで検討したんですが、なかなか実際の数値をとらえる  
というのが難しく、そういう意味で修了者数を今後も継続して指標としていきたいと、でき  
るだけエコリーダー養成講座に参加する人数を増やしていこうということがございますので、  
今後は修了者を増やすような努力を、よりPRをしてしていきたいと考えております。

その2番目と関連するんですが、単にエコリーダーをつくるだけじゃなくて、地域で活動す  
るというものにつなげていかなくちやいけないということなんです、これに関しても、特に  
環境学習情報センターを中心にして、エコリーダー養成講座の修了者に、学校とか地域行事で  
出前講座をやってもらっているんですが、そういうところに出かけていってもらっているいろ  
お話をしてもらったり、そういう活動はやってもらっているというふうに考えています。

最後に費用対効果なんですが、これは恐らく全体としてというお話だと思うんですが、こう  
いう啓発事業ですので、いくらに対してどの程度の効果というのはいまだとらえにくいところ  
はあるんですが、エコリーダーが現地へ行ってさまざまな活動をすることでいろんな地球環境  
の問題を広めていくということで、実際、新宿エコ隊が現在1,100人を超える状況になってお  
りますので、そういう意味で効果は出ているというふうに考えております。

**【部会長】**

委員の方ご質問があったらどうぞ。

**【委員】**

①のところ、昨年の内部評価では適切な指標を見直すということでした。

検討したけども、いいアイデアが、考え方が出てこなかったということなんですけれども、いろいろ考えればそれなりに知恵が出てくるのではないかなと思うんですよ。今聞いてふと思ったのは、修了者数掛ける年間のそういう人の活動量みたいな、時間みたいな、それを掛ければ活動量というのは出てくるから、それで見るという考え方もあるんじゃないかと思ったりするんですけど、いかがでしょう。

**【説明者】**

我々としても、できれば単に修了者ではなくて、それが地域でどれだけ活躍しているか、これをどうにかとらえられないかないうことで検討したんですが、修了後の人たちがどれだけやっているかというのはなかなかとらえにくいんですね。今後も研究はしていきますが、今のところ、どれだけ活動したかというのを時間で表すというのはなかなか難しく、環境学習情報センターで行っている出前講座等に行ってくれた人というような形になれば何とか把握ができるんですが、それ以上の活動量というのがなかなかとらえにくいというのが、実は検討した結果でございます。今後も研究していきたいと思います。

**【部会長】**

他の委員、いかがですか。よろしいですか。

では、次、計画事業の50番、質問項目12番にいきたいと思います。お願いします。

**【説明者】**

それでは、ヒアリング項目、4点ほどございます。まず事業系のごみ減量の状況とその事業系のごみ減量の目標の数値化についてのお尋ねですけれども、回答の中段ぐらいに、事業系につきましては、区が収集する部分と事業者がみずから清掃工場等に持ち込む部分がございます、実は全部の事業系のごみを正確に把握するツールが区にはないのです。

したがって、一部、推計という形でごみの量をはかっているわけですけれども、過去5年間の15年度から20年度までの清掃工場への持ち込みごみ、これは事業系ですが、21%程度確実に減少しております。それから、区の収集ごみも18%程度、過去5年間で減少しているということから考えますと、事業系のごみについても着実に減少しているという認識にしているということです。

それから、減量の目標なんですけれども、その必要性は非常に認識しているところなんですけれども、区が収集するごみについては家庭系と事業系をあわせて収集しているものですから、それを細かくこれは事業系と家庭系というように分けられないというところがございまして、今までここはあくまでも推計値という形で来ているわけです。

したがって、これについては課題とは考えておりますが、もう少し時間をいただきたい、課題というふうに考えているところです。

それから、容器包装プラスチックの資源回収の状況と目標指標の見直しですけれども、容器包装プラスチックの資源回収につきましては20年度から本格的に開始しまして、20年度は2,047 t、21年度は1,820 tと若干減少しています。21年度までの目標の数値は3,000 tだったんですけれども、これとかなり乖離しているということで見直しを行いたいと思っています。



これについては、区が収集するごみの中にどの程度容器包装プラスチックが含まれているかという組成調査を21年度6月、7月に行いました。今年度も6月と7月に組成調査をやっているとおおよそその傾向がわかります。大体どの程度、資源として回収する以外にごみとして出されているかというのがわかってきました。あと他の23区のうち12区が、大体、新宿区と同じような回収方法をしていますので、そちらの回収の状況などを見ながら適切な設定をしていきたいと思っています。

ただ、事業評価のシートの中では、プラスチックの回収量の目標数値は外した形になっています。ちょっと見直しをしておりますが外しました。

それから、3番目、古紙・缶・瓶類の資源の持ち去りについてなんですけれども、これについては確かにいろいろ頭を痛めているところで、なかなかなくなるというところです。

ただ、これについては、新宿区として、条例を制定して罰則規定を設けて取り締まりを強化するという考え方は持っていません。理由なんですけれども、1つは、条例の罰則規定を設けているいくつかの区の実態を見ますと、一時的に持ち去りは減るんですが、その後また繰り返すんですね。持ち去りというのはなくなる。イタチごっこ状態になっているというのがあります。

そのイタチごっこになっているということは、持ち去りの罰則を適応するためにはかなり綿密なパトロールを職員なり委託業者がやっていますけれども、そういった経費もばかにならないというか、そちらの経費のほうが圧倒的に多い。資源を持ち去られて、それを売った場合の経費と比べますと圧倒的に多いというのが1つあります。

それから、資源回収については、新宿区の考え方として、民間でできるところは民間でやってもらいたいという考え方が大原則としてございます。

もう一つは、区民の方が若干自衛をしていただくということ、回収時間に合わせて資源を出していただくとか、集団回収に出すように振りかえてもらうというようなことをすれば、持ち去りというのでもかなり対抗できると思いますので、そちらを推奨していきたいと思っています。

4番目については、まず啓発に関しましては、定期的に新宿区の広報特集号「すてないで」等を使って啓発しているところです。また「資源・ごみの正しい分け方・出し方（保存版）」については、年1回作成して職員が各世帯にお届けしている状況です。

それから、新しい資源について、今年度、この4月からは、従来、金属、陶器・ガラスごみとして処理していたスプレー缶、カセットボンベ、化粧品や飲み薬の瓶なども区内約3,300の回収拠点で新しく資源回収を始めたという状況でございます。

それから、21年度から大規模建築物の事業系のごみ減量を指標に設けましたけれども、そちらが去年立入調査を行って、200件ほどやっているんですけども、その中では、まだまだ大型の百貨店などからかなりの紙ごみが出ている。紙ごみといっても、段ボールみたいにちゃんと仕分けできるものはリサイクルされているんですが、包装関係とか、細かな包装資材がたくさんございまして、まちまちなものがミックスごみという形で再利用されていないことがわかりましたので、そういったところに重点的に立ち入り指導して、減量を図っていこうという

考え方をしています。

それから、これは百貨店とかスーパーとか小売店、コンビニなども含めて3Rを推進しようということで、地域の関係団体も含めましてさまざまな取り組みを進めておりまして、そういった取り組みとエコ自慢ポイントをつなげて植林事業等と結びつけて対応を進めようという対応を図っているということです。

最後の3Rにつきましては生活環境課から説明します。

**【説明者】**

ごみ発生抑制の④の後段の部分につきましてご説明させていただきます。

3R推進協議会、これは平成20年4月に、ごみの発生抑制、そしてもともと3Rの推進というところで、住民の方々、企業の方々、行政、この3者が一体で組織を図ったものでございます。

初年度につきましては、その活動として見える形というところで、買い物の際のレジ袋の辞退というものをまず区民の方々に奨励しましょうというところで、エコバッグポイント、これはレジ袋を辞退することによってポイントが貯まる、さらに、褒め合うというところでエコ自慢ポイントというのを始めました。

21年度におきましては、今申し上げた3者が資源循環型社会の構築を図っていこう、協働してエコの暮らしということをテーマにしたものを新宿区から発信をしましょうということで、3R協働宣言をいたしました。

先ほど、エコ自慢という一つの見える形、これがレジ袋の辞退という一つの活動に限定をしておったんですが、もっと環境に優しい活動がたくさんあるという中で、それを今後の中で展開していきましようというのが今後の課題としてエコ自慢ポイントという仕組みづくり、この制度を拡大、発展していきましようというところを今努めているところです。

**【部会長】**

ありがとうございます。

それでは、委員のほうからご指摘がありましたら。

**【委員】**

質問の①のところ、新宿区では事業所系のごみのウエートが非常に高いという現実があるわけで、この事業系のごみを減量していかなければいけないと思うんですけども、今のご回答だと、どうももう一つ先に踏み込んでいただけないような感じで非常に残念に思っています。

基本的に行政評価というのは、変に目標を設定すると自分の首を絞めるとか、そういうことではなくて、いかに自分たちがやっていることを区民に対して説明できるか、いかに説明責任を果たせるか、そのことによって行政の透明化を図っていけるかということなので、目標についても踏み込んでいただいて、推計値でもいいから立てて、しっかりと事業所系の減量管理をやってほしいという希望が1つです。

それから、2つ目は資源持ち去り事案ですけど、新宿区の方針として条例までは制定しないということですが、持ち去りの案件が改善されているのか、現状はさほどでもないと思うんで

す。そこはどうなんですかと。一方で、吸い殻のポイ捨て対策、これを一生懸命おやりになってすばらしいと思うんですけども、お金を1億数千万円かけているんですよ。ポイ捨て防止のための監視員の活動を持ち去り事案の活動にもあわせて活用できないのかという気がするんですけど、同じお金をかけているわけだから、ポイ捨て対策だけじゃなくて、こういう持ち去り事案についても監視の目を有効に総合的に働かせられないのか。

それから、ちょっとこれは細くなるんですけど、集団回収に移行すると持ち去り事案が減るんじゃないかとかいうお話なんだけど、やっぱり出し方によってはそうでもないんじゃないかと思しますので、こういう説明はどうなのかなという気がしました。

**【説明者】**

事業系につきましては、確かに今年度から、清掃工場は共通で23区で運営してまして、その事業系の持ち込みごみ量に応じて負担金を区ごとに負担するという制度になりましたので、そういうごみ量の減量は非常に関心を持っているし、我々としても当然積極的に減量はしたいんです。他の区の減量よりもさらに減量したいというのが本音でして、それはもうそういう対策をとろうというふうなことで考えています。

ただ、その量を具体的にどうするかというときに、先ほど言いましたように、23区全体で管理しているというか、共通で持ち込みごみの量を出しているんですね。区だけでは出せないんです。新宿区だけでは出せない仕組みになってまして、そういったことがあるので、先ほど言いましたように、重大な目標とすること自体やぶさかでないんですが、独自に把握できないものですから、そこら辺でちょっと課題というふうに考えて……

**【委員】**

先ほど、百貨店の立ち入り指導という話があったけど、そういうことをもっとやるということとはできないですか。

**【説明者】**

それはできます。それはここに書かせてもらいましたように、具体的に大型事業所でごみの排出はかなりのウェートを占めますので、百貨店とか、そういった大量に出してくる所を重点的に立ち入りして減量してもらおうということは計画的にやっているところです。

あと、パトロールの件なんですけれども、パトロールについては、ポイ捨て禁止のパトロールと、それが時間的に合えば全くやりたいとは思いますが。

**【説明者】**

今、委員ご指摘の確かに持ち去りのパトロール、現実に路上放置自転車、今、みどり土木部でやっている放置自転車の、これもパトロールというか、みどり土木部で委託をしてパトロールに出しているんですね、緑のベストを着て。それとたばこと一緒にしたらできないかというご意見、これはいただいています。私どものほうは、結論を言うと、ちょっと困難であると、できないというご返答をしているんですが、何ゆえかというのは、パトロールの実態の職務というのは、我々職員ならばその条例の趣旨を説明し、区の立場の中でそれを路上喫煙者に対して言えるんですが、あわせて路上放置自転車あるいは放置自転車の人間が路上喫煙を職務とし

で今すぐ、今現実問題として委託する際の業者の仕様書、要するにこういった仕事をしてくださいというところで行きますと、契約単価あるいはシルバー人材センターを活用するという放置自転車のあったんですね。そういった事情もありまして、1つの業者さんにあれもこれもという仕事はちょっと困難であるということでお断りをしたというか、できないという回答を出しているところなんです。

今の持ち去りの件ですけれども、これも、資源として出したとき、区内に持ち去りの集積所というのが今総数1万6,000余ある。もちろんその全部が張りついて必要かという部分はありますが、かなり全区的に点在しているという中で、路上喫煙のほうは今延べ32人の委託業者がやっているんですね。ですから、そこまでは、実質兼務ができそうなことはあるんですけれども、全部賄えるかというところとちょっと無理があるというところなんです。

**【委員】**

今の持ち去りに関して、これは集めて売られるわけですよね。その集める人件費と売られたもののプラスマイナスだと、人件費等はどのような計算になっていますか。

**【説明者】**

一応、資源に関しては原価計算は我々のほうでやっております、例えば典型的な古紙ですと、キロ当たり10円ぐらいで売却もできますので、そういった経費を差し引きますと10円ぐらいで資源回収できます。

それから、プラスチックだと高く、容器包装プラスチックですとキロ当たり158円ぐらい。アルミ缶は逆にマイナス28円とかという形で、逆にもう非常に売却値段がいいですから、だからアルミ缶などはホームレスの方なんかはかなり持ち去りしますよね、キロ当たり今8円ぐらいすると思うんですね。

**【委員】**

パトロールを他の区でやっていると思いますと先ほどおっしゃいましたが、それから売るときには何にも経費は要らないんですか。

**【説明者】**

資源を回収するのは、委託業者をお願いしていますので、当然、委託経費がかかります。

資源回収でもうかっているかという話であればもうかっていません。アルミ缶だけです、もうかっているのは。

**【委員】**

そうですね。それだったら、持って行ってくださるなら資源が減るわけだから、プラスマイナスの計算でいくと、パトロールの予算をつけたら、余計予算が減るから困るんじゃないのという話まで出ているわけです。

**【説明者】**

業者が持ち去りますのは、当然かなり高額で売れる新聞・雑誌とかアルミ缶ということに絞られまして、それも市況が下がってきますと、その資源持ち去り業者もどんどん減っちゃう、そういった実態があります。

**【委員】**

事業用と家庭用のごみが回収時にどうして仕分けができないんですか。デパートのごみも区で回収しているんですか。

**【説明者】**

しません。

**【委員】**

どうしてそこに指導に行くんですか。回収はやっていないんだけど、指導に行くというのは、どういうところに指導に行くわけ。

**【説明者】**

デパートの本体に行きまして実際の分別状況を見るんです。特にああいったところは紙とか、当然、大量に扱いますよね。その分別をちゃんとやっていただければ、全体としてのごみが減るということになりますよね。それを狙って定期的に指導に行っている。

**【委員】**

専門業者が一括した建築廃材とか、使えるもの、使えないものも建築屋は面倒くさいから一括してトラックでばあっと持っていかせちゃうじゃないですか。そういうあり方がいけませんよと、再資源にできるような、行政指導というのはそういうことですか。

**【説明者】**

そうです。

**【部会長】**

15番の質問の路上喫煙対策のご説明をまだいただけていないので、補足をお願いします。

**【説明者】**

計画事業53番「路上喫煙対策の推進」というところで、3点、5つのご質問をいただいております。

まず1点目ですが、定点における路上喫煙率の算定方法を示されたいというご質問、これにつきましては、調査地点のあるポイント、これを定点と申しますが、区内64カ所を設けて、そこを調査地点といたしまして、一定の時間、これは、朝、夕、晩と3回に分けております。そこでの通過者を全部カウントしまして、その中で喫煙者が何人いたかというところで、ここにありますように、喫煙者を通過者で除して100で掛けましてパーセンテージをとるという手法をとっております。

②のところ、これにつきましては3点ご質問いただいております。

1点目の費用対効果につきましては、これは確かに先ほど質疑にも出ました。予算上でいきますと2億数千万円の予算を計上しております。執行率は80%ぐらいですから、20年度決算で申し上げますと1億7,000万弱の多額の経費をかけております。

これにつきましては、効果はどうかということなんですが、先ほどの喫煙率、これで見ますと、平成17年6月というのは現在の路上喫煙禁止ということを開始いたしました直前の、17年8月1日施行で路上喫煙禁止をいたしましたので、その直近のデータですと先ほどの手法を用

いた喫煙率、これは4.13%ありましたものが、5年後、現在ですが、ことしの7月、直近数値ですと0.4%に減少したという効果、数字的に言えばこういうことなんです。

ただ、これは喫煙率のみならず、たばこの路上喫煙者が多かったということは、いわゆるポイ捨ての吸い殻が町なかに、捨てられていたという状況がありましたが、最近、新宿駅周辺ですとかまちの中でそういったごみがきれいになくなってきれいだというのも一つ伝わってきております。

そういった意味では、確かに高額な経費をかけていますが、徐々に、時間はかかっていますが、一定の効果はある程度得られたという評価をいたしております。

また、2点目の住民の方々あるいは住民の関係者の方々と協働による経費の削減を考えるべきではないかということにつきましては、条例施行時に区内全域におきまして路上喫煙対策協力員さんという方々にご協力を公募いたしました。現在も58名の方々がいらっしゃいます。そういった方々に日常生活の中でそういった活動を通してご協力をいただいております。

また、事業者の方々、それから何といてもやっぱり町会・自治会を中心に地域で啓発の表示物を貼付いただいたりといったご協力をいただいております。

その協力員ですが、当初、先ほど喫煙率が4.13%といった頃はある程度素直に聞いてくださるんですね。ところが、最近の0.4%ぐらいの数値になってきますとある意味確信犯。プロのパトロール員が注意し、ここで消してくださいと携帯灰皿を出します。出すと携帯灰皿のところで消すんじゃなくて、手のひらのところにたばこを押しつけて、あるいはスタッフに投げつけるんです。それぐらいの確信犯という人たちは、全部じゃないんです。昨年も、路上喫煙対策協力員さんと会合を持ちまして意見交換をしますと、やはり注意するのが怖いと、ですからもう私どもは身の危険を感じるのであれば結構ですよ、1人でやるのはやめてくださいというようなことを申し上げています。

いずれにしても、そういった協働ということについては、住民の方々に非常に大きくご協力をいただいていたという経緯がございます。

あと、条例違反を検挙できる態勢が必要ではないかという、これは先ほどの持ち去りの罰則ですとか、これと連動いたします。これは新宿区では罰則規定を設けておりません。これはなぜかというのは、この条例施行を開始するに当たりましては、区民の方々、在住・在勤の方々100名程度が平成16年に年6回ぐらいフォーラムをやりました。その中で罰則についていろいろご議論いただきまして、その中では、罰則というのは一つの効果であろうというある程度方向性を見出しましたけれども、一方で、罰則で人を拘束するのではなくてマナーで守るべきだと、そういったほうが罰則よりもふさわしいのではないかという意見がありました。区としてはそういったことを踏まえまして、条例改正時においては、罰則という声もありましたけれども、罰則でやるんじゃなくて、やはりまず人の心を打ってマナーを守ろうというところから罰則規定を設けませんでした。

もう一つは、新宿区の地域特性は24時間のまち、例えばこの新宿駅周辺においても、夜間の遅いときに路上喫煙している者と日中吸っている人を公平に取り扱う必要が当然求められます

ので、そういったことが可能かどうかということは、まさに費用対効果、そういったことも罰則を与えるからには公平性を担保するということがクリアできないんだろうかどうかということの結論からも罰則規定を設けませんでした。

③の喫煙場所の整備計画、検討状況をもう少し詳しくということで、現在これにつきましては、区の設置したところ8カ所、これはすべてが駅周辺です。鉄道会社というのは、大体1日、今、新宿駅だと350万人の乗降客がいると言われて、そういった乗降客を運んでいる鉄道会社が駅からすべて喫煙所を撤去しました。JRも、今、長距離便のところを除いて2カ所あるだけで、あとは全部撤去しました。

そうすると、通勤客あるいは通学者、長い時間電車に乗って改札を出ますとそこで一服したくなる、そうすると駅前でたばこを吸ってきたという状況がありましたからそこに置いたんですね。私どもはその鉄道事業者に対して、自分たちのお客さんの顧客サービスの一環として駅構内につくるべきでしょう、あるいは新宿駅のような場合は、複数の鉄道会社が集まってきたんだから、ある会社が用地を提供、ある会社が建物をつくる、そういったことで一体化でやってくださいと昨年から鉄道会社に申し入れをしています。非常にガードが高くまだ形になっていません。

ところが、今年2月に厚労省のほうからたばこに関する通知が出まして、あるいは健康増進法、そういったことを盾に、さらにハードルを高く上げてきています。それで非常に苦慮しているところですが、区の用意できる土地というのは限られてきますので、その辺のところも含めて、やっぱり分煙化というたばこを吸わない人の健康をどう守るかということから喫煙所の整備というのは事業者に対して求める、あるいは私どものほうがどこか適地を探すという2方向で今検討している最中です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

15番について質問をどうぞ。

**【委員】**

①について、調査するときは、朝、昼、晩とおやりになっているということですよ。年間何日ぐらいやっているんですか。

**【説明者】**

1回に4日間の調査を年間4回です。その4日間の中で、地域で朝、昼、晩、若干時間をずらしていますが、64カ所やっております。

22年7月というのが年4回のうちの1回なんですね。それを64ポイントで調査をしました結果が0.4%でした。

**【委員】**

今年度の予算はどのくらいになっているんですか。

**【説明者】**

いわゆる路上喫煙対策の推進という事業では、今年度予算額は2億1,595万9,000円、四捨五

入しますと2億1,600万でございます。

**【委員】**

相変わらず結構お金がかかっているなというですね。ちょっとかかり過ぎではないのかなという感じが依然としてあります。

それと、パトロールは総合的なパトロールの中でやっていけないのかということと、罰則は設けていないということなんだけど、最近の監視の中では、身の危険も感ずるようなこともあるということですが、これは非常に悪質なケースだと思うんですね。そういうものこそやっぱり罰則で一罰百戒的に検挙すべきだと思うんですね。

さっきのお話では、マナー遵守とか、深夜帯と平日と取り扱いを平等にしなければいけないというお話があったんですけど、罰則で検挙する場合は悪質な事犯だけなんですよね。そうでもないときは、指導とか警告とか、それで済ませているんですけども、そういう悪質な事犯があるということからすれば、罰則まで整えて、そういうことを担保に指導、検挙していくとか、そういったことが望まれてきているのではないかという気がしますが、いかがですか。

**【説明者】**

確かに、これは区民の方々からも同様のご意見、人前で平気でたばこを吸っているというのが目立つというご意見をいただいています。やはり繰り返しの部分がありますけども、罰則という部分につきまして、23区内で今4区ほどやっております。一番有名なのが千代田区なんですけど、逆に言うと、その弊害と言ったら千代田区に申しわけないんですが、罰則を与えたことによって治外法権的な公園に喫煙者がどんどん入り込んでくるということで、公園が公園としての体をなしていないというようなまた新たな問題が生じたという経緯もあります。

私どもも、罰則をつくるに当たって、罰金なり料料を取るに当たって、ある意味固定している人が毎日来ているんならいいんですが、買い物ですとかレジャーですとか、昼間人口80万とありますが、流動性が非常に高いものですから、知らない人あるいはそこでもってまさに現行犯で、そこですぐ取らないと取れない、そういった公平性がどこまで担保できるかどうかということで、今のパトロールは周知と指導と協力という形をお願いしているんですね。そこまでその権限を与えるということが、体制の中でちょっと困難な部分もあろうという判断をしています。

1つ追い風としては、私どもが条例を施行した17年8月当時としては、新宿区は非常に先進的で、区内を全部路上喫煙禁止にしました。そのころはあまり23区内でなかったんですね。それが近隣周辺区、周辺区だけじゃなくて、よその自治体を見ましても、たばこはもう路上では吸っちゃいけないんだという雰囲気ができ上がってきているんですね。ですから、追い風を期待しているところです。

**【委員】**

あと4区はやっているわけでしょう。千代田区なんかテレビで映っていたらすぐ罰金2,000円というのをテレビ中継していたんだけど、実際にその千代田区の1年間の事例でそんなに無理があるのかデータや何か調べてみたらどうでしょうか。



**【委員】**

罰則がついていたほうが警察もすぐ有効的に動けるんですよ。それともう一つは、1億7,000万円も、罰則もつけていない事業になぜこんなに高いのかというのがわからない。

それと、この回答にもありましたけれども、一定水準に達した時点で費用の削減を図ってきたいというのがありますけど、もう17年から始まっていますので、何でこれだけ要るのかというのがまたわからないですね。

**【説明者】**

新宿区が条例を改正するときに、1年間、6回のフォーラムというのを開いて議論しました。それを受けて新宿区は、その考え、意見を尊重して、条例改正を詳しく規定しなかったのは、できないからではなくて、先ほど言いましたように、新宿区は罰則をもって人の心を縛るとか、そんな話じゃなくて、ハートで訴えてマナーで守らせましょうと、そこが理念です。できないから罰則をつけたんじゃないでなくて、新宿区はマナーを守ってもらうと、原点に立ち戻った形をもって新宿区の路上喫煙対策の条例を施行しましょうというところでありますので……

**【委員】**

それは17年ですか。

**【説明者】**

17年8月1日です。

**【委員】**

それからもう数年たってきているわけだから、常に国なんかは数年たてば法律の見直しというのを当然想定されているので、やはり……

**【説明者】**

たばこ対策を大きく分けると、今言ったパトロールと、それから周知啓発活動という大きな側面が2つあるんですね。周知啓発のほうは、路面タイル、路面タイルというのは物理的にある一定水準を合わせますと約4,500カ所ぐらいになるんですね。そこが終われば、今年で456カ所やることによって区内の箇所が2,500弱なんですね。それをもってある程度達したであろうという経過と、それからまた立て看板なんかもあるんですね。そういった周知啓発関係の設置工事につきましては、22年度、23年度に残りをきちっとやって、おおむね目標数を達成できるだろうというところで、経費はそこから下がってくるという見込みは立てています。

**【部会長】**

わかりました。よろしいですか。

ありがとうございました。

以上で本日の第1部会のヒアリングを終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

<閉会>